日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2014. 3.11

No.14-027

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第２章 第２－６

その後の人員削減計画の修正・撤回をみると 解雇を回避した方が経営上有利だった

高裁 最終準備書面シリーズ 9

乗員養成計画の再開を早め、地上職変者も乗員訓練生に戻す 解雇当時の経営判断の修正・撤回

JALは、…機長昇格訓練再開時期２０１４年度を修正・撤回し、２０１２年１１月に、…副操縦士昇格訓練についても、…２０１５年度を修正・撤回し、２０１３年度から再開することにした。
（さらに）二度と運航乗務員には戻さないという前提で…地上職に職種変更した…ライセンス無の元訓練生についても訓練対象とし、運航乗務員へ戻すことを決めたのである。

訓練を当分の間行わないことが解雇の前提であった

…JALは、当分の間、機長昇格訓練も副操縦士昇格訓練も行わないことを前提に、運航乗務員の必要数を割り出した結果として、被解雇者に働く場はないと退職を迫り、整理解雇を強行した。

（これらは）社内からの訓練投入とはいえ、運航乗務職の新規採用と同視でき、

…解雇に矛盾する人員計画であるとともに、…解雇によって、年齢基準や傷病基準に該当する副操縦士を排除した上で、ライセンス無の元訓練生を含む２００名規模の副操縦士昇格訓練再開を決定し、副操縦士に昇格することも、労働者の不当な入れ替えと評価せざるをえない。

人員削減の一環として切り離したＨＡＣも再子会社化

さらに、最近では、更生手続下でグループの連結から切り離したＨＡＣ（北海道エアシステム）について、再子会社化の方向性が示されている。

JALが、ＨＡＣの運航乗務員の人数を、グループ連結切り離しによる人員削減数としてもカウントしていたことからすれば、ＨＡＣの再子会社化の方針も、人員削減を含む解雇当時の経営判断の修正・撤回である。

解雇当時から十分予測可能だったこれら経営判断の修正・撤回

解雇当時から予定されていた運航乗務員の必要数増・予測された有効配置数減少のリスクからすれば、訓練に関する計画（や）人員削減の経営判断の修正・撤回は、解雇当時から十分予測可能…であった。

本件整理解雇時点において、こうした修正・撤回の事態を視野に入れて検討したときには、本件整理解雇の必要性を認めることはできなかったのである。少なくとも、その必要度・緊急度は極めて低いものとなり、組合が提案するワークシェアなどにより解雇を回避しうる条件が広く存在していたのである。

被解雇者全員の雇用を維持した方が
事業の再建・存続に有利であった

縮小後の一時点に必要数を超える運航乗務員が在籍していたとしても、乗員組合が提案した、運航乗務員の有効稼働数の減少と人件費の削減の双方の効果をもたらすワークシェアなど雇用維持のための解雇回避策を行って、一定の時間経過

の下での必要配置数の増加あるいは運航乗務員の流出・人員減少に柔軟に対応することが可能であったのであり、またそうすることが経営上も合理的であったのである。

　むしろ、４～５年先の中期的視野の下に行われる乗員計画、乗員養成の特殊性、事業規模の拡大傾向、業績回復動向などを前提とすると…被解雇者全員の雇用を維持した方が、事業の再建・存続に有利であった。

（世話人注：　２０１４年１月に、JALはパイロットの新規採用を発表しました。他の職種の採用発表は既に行われていましたが、裁判で不利になるのを恐れ、２０１３年１２月の高裁結審後に行ったものと思われます。詳しくは、**不当解雇撤回ニュースNo354** をご参照ください）

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014 年度カンパ、スタート

4 年目のご支援

皆様の取り組み参加

宜しくお願い致します

東京高裁要請はがき取り組み中

リンク：原告団 HP の TOP ページ参照

今後の日程

5 月 15日（木）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より

5 月 19日（月）

不当労働行為裁判 結審

東京地裁527 号法廷

13 時10 分より

6 月 5日（木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より